

公立大学法人愛媛県立医療技術大学平成 23 年度年度計画

第 1 年度計画の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 目指すべき教育の方向

- ① 新カリキュラムにおいて教養教育科目として新設した「基礎ゼミ」等の教養科目について、平成 22 年度の授業評価結果に基づいて教育内容の充実を図る。
- ② - 1 平成 23 年 1 月の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正(カリキュラム改正)を受けて教育内容を見直してカリキュラムの一部改正を行い、平成 24 年度から実施できるように準備する。
- ② - 2 専門基礎科目の教育内容や専門科目との関連性等について評価を行い、教育内容の充実を図る。
- ③ - 1 指定規則改正の主旨及び大学における看護専門職教育の質保証を指向してカリキュラム改正を行い、平成 24 年度から改正カリキュラムでの教育が可能となるよう準備する。
- ③ - 2 専門科目の教育内容に最新の知識技術を導入することを継続して実施する。
- ④ - 1 少人数指導体制、教授方法の工夫、物品・環境の整備を図る。
- ④ - 2 技術教育の強化をねらいとして新設した演習科目「技術特論」を 3 年次後期に展開し、技術の習得度と課題を明らかにする。
- ⑤ 引き続き、大学案内やホームページ、シラバスなどにより、教育理念・教育目標の浸透を図るとともに、学生・教職員を対象に、教育理念・教育目標の認識度を調査する。
- ⑥ 大学院開設に向けて構想、専門分野などを検討するとともに、問題点を明らかにし、具体的な取り組みを促進する。
- ⑦ 平成 24 年 4 月の助産学専攻科開設に向けて、文部科学省への認可申請、広報活動、入学試験、設備・備品、教育体制の整備などを行う。
- ⑧ 保健師教育を選択制にすることの決定を受けて、看護学科の教育方針、教育カリキュラム及び臨地実習体制などについて検討し、平成 24 年 4 月からの実施に向けてカリキュラム変更申請などの諸手続きを行う。

(2) 教育課程（カリキュラム）の充実・強化

- ① - 1 カリキュラム検討委員会を中心に、カリキュラムの展開状況について評価を行い、教育内容、科目間連携、授業科目の学年進行などについて改善を図る。
- ① - 2 引き続き、旧カリキュラムからの移行に伴い、学生が不利益にならないよ

うに運用に配慮する。

- ② 保健師教育を選択制にすることの決定を受けて、看護学科の教育方針、教育カリキュラム及び臨地実習体制などについて検討し、平成24年4月からの実施に向けてカリキュラム変更申請などの諸手続きを行う。
- ③ カリキュラム検討委員会を中心に、カリキュラム評価方法の検討と実施、科目間連携や教育内容の調整などの検討を行う。

(3) 教育方法の改善

(ア) 授業方法の改善・工夫

- ① 引き続き、医療現場に近い状況で実践的な学習ができるよう教材や授業方法、演習・実習方法に工夫を凝らして授業を展開する。
- ② 合同授業においてグループ編成をする時には原則として両学科の混成とし、授業方法としてグループ討議法等を積極的に導入する。
- ③ ゼミ形式の少人数授業、演習・実習での少人数のグループの構成などを通じて、少人数教育の機会を増やす。
- ④ これまでに開発した教材・器材について、さらに改善を加えるとともに、新たな教材開発を行う。
- ⑤ 専門基礎科目、専門科目の授業内容に関する調査を行い、カリキュラム改正に反映する。
- ⑥ 引き続き、臨地実習施設全体と大学との連絡協議会の開催及び領域ごとの施設との実習打ち合わせ・反省会を開催し、指導体制、学習環境の充実を図る。
- ⑦ より学生の利便性向上のため、前年度に引き続きフォーマット等についても見直しを行い、必要な改善を図る。

(イ) 教員の教育能力の向上

- ① 大学内におけるFD研修として継続的に取り上げるとともに、SPODを活用して学習指導方法についてのFD研修を行う。
- ② 教務委員会、学生委員会と学生参加型のFD研修会を開催する。
- ③ 学内における新任教員研修を継続するとともに、SPODプログラムの「教育課程に関するプログラム」への参加を推奨する。
- ④ 教員間の授業公開、相互評価を継続するとともに、昨年度授業評価の高かった教員の授業を公開し、研修会を行う。
- ⑤ 前年度のSD/FD活動の評価や研修ニーズ調査結果を踏まえて、FD/SD研修を計画的に実施する。

(4) 教育成績評価システムの確立

- ① 成績評価方法についてFD研修を実施する。
- ② 知識面の実践能力を評価する方法として、看護系大学共用試験（CBT）：

Computer-Based Testing) の開発状況について情報収集し、その実施にあたっての要件・課題を OSCE と併せて検討する。

- ③ 具体的な成績評価方法をシラバスに明示することにより、学生への周知を図る。
- ④ システム構築に向け、学生アンケートを実施し、成績評価結果への疑義に関する学生の要望を把握する。
- ⑤ - 1 前年度に整備した表彰規程をもとに的確な表彰ができるよう、実施方法を検討、実施するとともに、表彰制度を学生に周知する。
- ⑤ - 2 他大学の状況を分析し、新たに、成績優秀者に対するインセンティブが高まるような制度の構築について検討する。

(5) 教育・学習環境の整備・充実

- ① 平成 22 年度と同様に教職員から定期的な選書を募り、さらなる専門書の充実を図る。
- ② 昨年度試行した図書館利用時間延長をさらに通年継続して実施するとともに、引き続き、休日開館の可能性について検討する。
- ③ 入学時に、図書館の全般的利用方法を周知し、2 年次以降に学術情報検索・電子ジャーナルおよび文献請求システム利用法を周知する。
- ④ 引き続き、講義室や演習室等、学内の施設について改修、修繕の必要性を調査し、計画的な整備に努める。

(6) 学生の受け入れ

- ① 入学定員についての方針を決定して、カリキュラム編成や施設、設備などの問題点を明らかにし、実現するための具体的方策に着手する。
- ② アドミッションポリシーのさらなる周知を図る。
- ③ - 1 センター試験受験科目や個別学力検査・面接試験の配点等に関し、より具体的な検討を行うとともに、年度ごとの入試結果を総括し、問題点を整理して、選抜方法を検討する。
- ③ - 2 選抜方法と入学後の成績との関連性を調査する。
- ④ 志願者・入学者の受験動向を分析し、適切な入試制度を検討する。
- ⑤ - 1 ホームページの内容の精選、タイムリーな情報発信を目指して、広報活動を強化する。
- ⑤ - 2 学校訪問、進学相談会等を通じて、受験生や進路指導担当教諭の必要な情報を把握し、積極的な情報発信を図る。
- ⑤ - 3 平成 22 年度オープンキャンパス参加者のアンケート結果を踏まえ、開催日や開催時間を見直す。
- ⑥ - 1 学校訪問や進学相談会等を通じて、大学見学の制度をアピールしていく。また、本学の講義体験なども見学メニューに加え、本学への興味を増してもら

工夫を行う。

- ⑥ - 2 県内の高等学校進路指導担当教員を対象に、本学の教育目標や特色、学生生活状況などに関する説明会の本学での開催を検討する。
- ⑥ - 3 引き続き、直接高校生にPRできる出張講義や進学説明等に積極的に取り組む。

2 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 学習支援

- ① 共通ガイダンス及び学科・学年別ガイダンスにおける履修指導の充実を図る。
- ② クラス顧問と授業担当教員やサークル顧問教員等との連絡を密にし、履修上の問題を抱えた学生に関する情報収集と支援体制を整備する。
- ③ 全教員のオフィスアワーの日時及び学習相談の申し込み方法に関する情報等を本学学生専用ページに掲載し、学習相談に関する情報の学生への周知を図る。
- ④ 図書館の開館時間延長について検証し、さらに利用しやすくするための検討を行う。また、演習室、実習室、図書館などの使用方法を見直し、学生が自己学習に取り組みやすい環境を整備する。

(2) 生活支援

- ① 学生相談室の利用状況や相談内容を分析し、学生相談に関する課題を明らかにする。また、Web を利用した学生相談予約の方法に関する情報の周知を図る。また、学生相談に関するプライバシー保護に配慮し、学生相談室の移転を検討する。
- ② 学生委員・クラス顧問を中心として、学生の健康に関わる情報の共有、情報に基づく指導体制の整備を図り、学生への健康指導を実施する。
- ③ 学生生活の安全確保に向け、交通安全教室、犯罪防止教室、DV に関する講習会などを開催する。また、ハラスメントに関する実態調査を実施し、その結果に基づくハラスメント対策を検討するとともに、ハラスメントに関する講習会を企画・実施する。
- ④ 奨学金に関する情報、各医療機関等が提供する奨学金に関する情報などを、学生ホール掲示版やホームページの本学学生専用ページに掲載し、学生が必要時に情報収集できる体制を整える。
- ⑤ 学生の自主的な課外活動の活性化に向けた施設利用等に関する課題や要望を明らかにし、対応可能な課題から改善に取り組む。また、特に優れた活動に対して、表彰制度を検討する。

(3) 就職・進学支援

- ① 地域交流センター・学生委員会が共同し、在学生と卒業生・同窓会との集い（ホームカミングデイ）を学内で開催し、その交流を支援する。

- ② 県内の医療機関を中心とした合同就職説明会や、外部講師による就職セミナー等を開催するとともに引き続きクラス顧問や学科長などによる就職・進学へのきめ細かな個別指導を実施する。
- ③ 本学学生専用ページを活用し、県内医療機関の求人就職情報を適宜提供するとともに、インターンシップや施設見学、就職説明会等の情報を提供する。
- ④ 従来どおり、就職・進学に関する全情報を学生ホールに掲示して、学生が自由に閲覧できるようにする。また、ホームページの本学学生専用ページを活用し、就職・進学情報を提供できるよう検討する。

3 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 研究水準の向上

- ① - 1 研究活動目録を作成しホームページに掲載する。
- ① - 2 紀要を愛媛地区共同リポジトリに掲載し、広く研究成果を発信する。
- ① - 3 基礎的研究の点検・評価を行い、学長裁量経費を有望な研究に重点配分する。
- ② - 1 引き続き、教員の国際的な研究活動状況を把握する。
- ② - 2 優れた国際的な研究を推進するため、学長裁量経費等で支援する。
- ③ - 1 学科セミナーなど平成 22 年度の計画を引き続き推進して、教員が研究成果を公表し、評価を受ける機会を定期的に設ける。
- ③ - 2 教員業績評価委員会を組織し、前年度から検討中の評価システム原案を試行し、適切な評価及びフィードバックができるシステムを整備する。
- ④ 学内外の研究能力の高い教員・研究者による研究（質的・量的）手法についての研修会を実施する。
- ⑤ 大学院開設に向けて構想、専門分野などを検討するとともに、問題点を明らかにし、具体的な取り組みを促進する。

(2) 研究活動の活性化

- ① 教育研究助成費等を拡充し、有望な学際的研究を支援する。
- ② - 1 教員業績評価委員会を組織し、前年度から検討中の評価システム原案を試行し、適切な評価及びフィードバックができるシステムを整備する。
- ② - 2 引き続き、学内セミナーなど、研究成果を公開し、評価を受ける機会を設定する。
- ③ - 1 学内研究費の予算配分について検討するとともに、引き続き、科学研究費補助金など、公的外部資金獲得の方策を検討する。
- ③ - 2 教員の研究報告等を内容とする広報誌を関係団体等に配付し、連携の強化を図る。
- ④ 研究活動の推進に向けて、教員の研修参加ができるよう学内業務を調整し、推

進する。

- ⑤ 引き続き、研究機器など、研究活動の推進に必要なハード面の現状を調査し、計画的な整備を図る。
- ⑥ 助成金獲得経験者による助成金獲得のための研修会の開催などの取組みを行う。
- ⑦ 県や他の保健医療関係機関が企画実施する企業や各種団体等との交流事業に積極的に参加し、情報収集に努めるとともに協力可能な分野について連携を図る。
- ⑧ 引き続き、県内各地域や他大学との共同研究を推進するための研究サテライトの設置について検討する。

(3) 社会への研究成果の還元

- ① 教育研究助成費等の活用により、社会に還元できる可能性のある研究を支援する。
- ② 県や他の保健医療関係機関が企画実施する企業や各種団体等との交流事業に積極的に参加し、情報収集に努めるとともに協力可能な分野について連携を図る。
- ③ 共同研究プロジェクト実施の可能性を探るため、関係機関・団体のデータベースの作成について検討する。
- ④ 研究成果を広く発信することを意図して、地域のニーズに応じた各種公開講座、出張講義を実施する。
- ⑤ ホームページ、広報誌「しれい」などを活用して教員の研究活動状況や成果を発信する。
- ⑥ 知財保護システムの構築については、既に学内規定を整備した。(実施済み)

4 社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 地域交流の拠点づくり

- ① - 1 旧歯科技術専門学校施設を活用して、地域交流センターのより積極的な運営を図るために、運営体制及び活動方法を検討し、推進する。
- ① - 1 地域交流センター予算を増額し、活動の充実を図る。
- ② 既に県内各地域で活動する行政、専門職能団体等とのネットワーク構築は進んでいるが、さらに新たなニーズへの対応について検討する。
- ③ 関係機関との連携は・協働は進んでいるが、さらに連携などを強化する。

(2) 県内保健医療職への貢献

- ① - 1 引き続き、地域交流センターの年間計画に基づき、学内及び拠点地域において保健医療職の研修を行う。
- ① - 2 引き続き、保健医療福祉関係機関からの要請に応じて、研修への講師派遣、相談支援等を積極的に行う。
- ② 引き続き、行政機関・職能団体等の主催する研修会のプログラム作成に参画し、

専門職能のレベルアップを支援する。

- ③ 引き続き、教育研究活動の成果や専門領域の最新情報について、地域交流センター活動報告書、ホームページなどで発信する。

(3) 地域住民への貢献

- ① - 1 ホームページを活用した学生ボランティアを登録するシステムの構築について検討する。
- ① - 2 引き続き、「教育ボランティア」の育成、実現に向けて検討する。
- ② 学生教育に支障がないと認められる場合は、学生に対する特別講演を地域住民や卒業生にも公開する。
- ③ 地域交流センターの年間計画に基づき、保健医療専門職とともに、住民を対象とした公開講座・出張講座を開催する。
- ④ - 1 引き続き、住民の学習や健康づくりの場として、体育館・運動場・図書館等の大学施設を開放する。
- ④ - 2 健康学習等に有効な教材備品の貸し出しを行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 理事長を中心とする機動的な運営体制の確立

- ① 組織された法人や大学の運営組織である理事会、各審議会及び教授会については、それぞれの役割を十分に発揮するとともに、相互の連携を図る。
- ② 学部長や事務局長などの役割、権限は整理されたので、相互の連携を図り、意思決定の迅速化を図る。
- ③ 各種委員会は任期2年の最終年となるので、年度末までに審議内容の点検や委員会整理統合の必要性などについて検討する。
- ④ 引き続き、学内 LAN の活用などにより、教員と事務職員の情報共有を図り、連携した大学運営に取り組む。
- ⑤ 理事長（学長）の方針のもと、研究助成費の拡充など重点領域に集中的な配分をするなど、戦略的、機動的な運営を図る。

(2) 地域に開かれた大学づくり

- ① 引き続き、学外有識者を理事や審議機関の委員へ登用して、大学運営に外部の意見を反映させる。
- ② 後援会や同窓会を開催し、寄せられる意見要望を大学運営に反映する。また、ホームページ等を通じて県民から意見要望を募る方策を検討する。
- ③ 教員の兼業規程の運用により、地域貢献の一環として、教員の学外活動を支援

する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 教育研究組織の見直し

大学院開設検討と合わせて、講座体制や研究グループ制度について見直しを行う。

(2) 助産学専攻科の開設（再掲）

平成24年4月の助産学専攻科開設に向けて、文部科学省への認可申請、広報活動、入学試験、設備・備品、教育体制の整備などを行う。（再掲）

3 人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 弾力的な人事制度の構築

- ① 学科教員の構成や担当分野などを考慮した公募内容により、計画的な教員配置に努める。
- ② 教員の採用選考は、従来どおり、選考委員会を設置し、公平性、客観性を保ちながら、能力本位の適切な人材を確保する。なお、選考手続きについて必要な見直しを加える。
- ③ 平成23年度から県からの図書館派遣職員を減員し、大学固有の職員を採用する。
- ④ 裁量労働制適用の教員の勤務状況を把握し、適切な運用を図る。
- ⑤ 引き続き、外部機関への教職員の研修参加を促進する。
- ⑥ 兼業については、引き続き教育研究活動に支障がない範囲で柔軟に運用する。

(2) 業績評価制度の構築

- ① 平成24年度からの導入を目指して引き続き、教員業績評価制度を試行し、その結果を踏まえた改善を図る。
- ② 図書館以外のプロパーの事務職員採用の適否を検討し、個別評価制度については、採用の検討と合わせて整備する。
- ③ 試行における教員の意見を反映し、公平性を確保できる評価内容・基準とするとともに、評価制度実施に向け、規程の整備をする。
- ④ 教員業績評価制度の評価結果を反映する人事・給与などの処遇制度を検討する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 事務処理の改善

教職員間の情報共有ツールとして、学内LANにおけるファイル管理や社内メールなど、サイボウズ機能の更なる活用を検討する。

(2) 業務の外部委託等

図書館司書業務や経理事務補助について、専門的知識を有した非常勤職員を雇用する。業務の内容や実施方法を点検し、経費節減となるような方策を検討する。

(3) 事務組織の見直し

グループ内の業務平準化、集約化に努めるとともに、必要に応じてグループ間の協力及び業務の再配分を行う。情報の共有を図り、グループ制の利点を活かし、機動的な事務処理に努める。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 外部資金等の獲得

- ① - 1 文部科学省等が行う各種研修会等に積極的に参加し、必要な情報を学内で共有する。
- ① - 2 間接経費についても他の経費と同様に財務会計システムの中で管理、執行する。
- ② 教員業績評価制度の試行と合わせ、評価結果の処遇反映として研究費の傾斜配分の適否について検討する。
- ③ 共同研究等の端緒とすべく、教員の研究内容を紹介する研究目録や広報誌「しれい」の配布先を県内企業や試験研究機関、調査機関等にも拡大するとともに、ホームページで公開する。

(2) 収入源の拡充

- ① 大学の地域貢献の役割を鑑み、有料化の適否を引き続き検討する。
- ② 口座振替制度の導入を検討するほか、適切な納付指導、催告等により、可能な限り新たな滞納（未収債権）の発生を防ぐ。

2 経費の効率的、効果的な執行に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 管理経費の効率的、効果的な執行

- ① 引き続き、教職員全員にコスト意識が浸透するよう機会あるごとにコスト意識を喚起する。
- ② 図書館司書業務や経理事務補助について、専門的知識を有した非常勤職員を雇用する。(再掲)
- ③ 契約方法、購入方法を点検し、経費効率化の観点から改善について検討する。
- ④ 予算の執行に当たっては、常に費用対効果の観点から優先順位を付して執行に努める。

(2) 人件費の効率的、効果的な執行

増大する業務等については非常勤職員で対応し、人件費の効果的な執行に努める。

3 資産の管理運用に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 資産の管理体制の整備

- ① 資産及び管理物品の状況を確認するとともに、財務会計システムの機能を活用した資産管理について検討する。
- ② 新たに県から貸し付けを受ける旧歯科技術専門学校施設について、教室等の貸出等を含めた整備・活用方針を検討する。

(2) 資金の適正な運用管理

県の評価委員会の認定を受けた利益剰余金及び剰余金について、後年度の活用見込み等を勘案の上運用方法を検討する。

第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検・評価の実施に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 平成 22 年度に整備した自己点検・評価委員会により、中期計画、年度計画の進捗状況を点検する。
- (2) 業務実績報告書及び公立大学法人評価委員会による評価報告をホームページ上で公表し、広く意見を聴くことが可能な体制を整える。

2 大学に関する情報の積極的な公開に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 引き続き、個人情報保護に留意し、適切に情報公開する。
- (2) ホームページにおいて、法人の教育研究成果、予算・決算・財務諸表等の結果等を掲載する。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 施設設備の有効活用

- ・ 施設設備の定期的な点検を行い、適切な維持管理を行うとともに、大学運営に支障のない範囲で地域住民等への施設の有償化についての適否を検討する。
- ・ 平成 23 年 4 月から貸与を受ける旧歯科技術専門学校施設について有効活用を図る。

(2) 施設設備の計画的整備

講義室や演習室等、学内の施設について改修、修繕の必要性を調査し、計画的な整備に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 安全衛生管理及び危機管理への体制整備

- ① 産業医、衛生管理者の配置、衛生委員会の設置など安全衛生管理体制を適切に稼働させる。
- ② 学内施設及び周辺等の安全、防犯対策を点検するとともに、学内施設及び大学周辺における危険箇所等を把握し、必要に応じて修繕や注意喚起等の措置をとる。また、防災グッズを点検し、整備する。
- ③ - 1 教職員による自衛防火組織を編成し、緊急対応ができるよう周知を図る。また、安全講習会や防災訓練等を開催するとともに、掲示、メール等で情報提供を行う。
- ③ - 2 地元警察署及び消防署等の協力を得て防犯訓練及び防火訓練を実施するとともに、災害や犯罪に関する情報を共有する体制を整える。
- ④ - 1 毒物及び劇物確実な保管に努め、事故等の防止を図る。
- ④ - 2 不要な毒物劇物などの危険物や危険廃棄物を処分する。

(2) 情報管理体制の整備

策定した情報セキュリティポリシーを教職員及び学生に周知する。

3 人権に関する目標を達するためにとるべき措置

(1) 人権意識の向上

- ・ 学生に対しては、引き続き倫理関係の講義の中で人権意識の啓発を行う。
- ・ 前年度に引き続き教職員に対して研修会を行い、人権問題への意識の向上を図る。

(2) 各種ハラスメント行為の防止等

整備したハラスメント防止規程、ハラスメント調査委員会設置要領等の周知を図る。

第7 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成23年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	670
自己収入	220
入学金及び授業料等収入	216
雑収入	4
受託研究等収入	6
計	896
支出	
業務費	785
教育研究費	66
人件費	719
一般管理費	105
受託研究等経費	6
計	896

(注)人件費には、職員退職手当を含む。

2 収支計画（平成23年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	910
経常費用	910
業務費	790
教育研究費	66
受託研究等経費	2
寄付金経費	4
役員人件費	40
教員人件費	561
職員人件費	117
一般管理費	105
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	15
臨時損失	0
収益の部	910
経常収益	910
運営費交付金	666

授業料収益	182
入学料収益	29
選考料収益	8
受託研究等収益	6
雑益	4
資産見返運営費交付金戻入	10
資産見返物品受贈額戻入	5
臨時収益	
純利益	—
総利益	—

3 資金計画（平成23年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	896
業務活動による支出	879
投資活動による支出	3
財務活動による支出	14
次期中期目標期間への繰越	—
資金収入	896
業務活動による収入	896
運営費交付金による収入	670
授業料及び入学料等による収入	216
受託研究等による収入	6
その他の収入	4
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	—

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円（平成23年度の年間運営費の概ね1月相当額程度）

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第11 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

(注) 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備の整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等が追加されることがある。

2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置」に記載のとおり

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし